

第3回知的財産取引適正化ワーキンググループ

議事要旨

【日時】

令和8年1月13日（火） 13：00～15：00（現地とオンラインのハイブリッド会議）

【出席】

- 委員出席者：林座長、鮫島委員、名倉委員、松田委員、松橋委員
- 事務局：公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課、優越的地位濫用未然防止対策調査室、取引調査室
中小企業庁 事業環境部 取引課
特許庁 総務部 総務課
- オブザーバー：東京都知的財産総合センター、
独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、
日弁連知的財産センター、日本経済団体連合会、日本商工会議所、
日本弁理士会、内閣府知的財産戦略推進事務局

①知的財産権等に関する実態調査報告書（素案）について

- ・ 業種横断的なユーザーに配慮した記載になっていると思うが、スタートアップなど現場の人がより自分ごとと捉えられるよう、記載を工夫してはどうか。
- ・ 製造業の現場では、軽微な製品不具合対応や品質保証の名目で工場見学の要請をすることにより、取引先からの情報収集を正当化している面がある。こういった理由であっても問題となり得る旨を記載するだけでも効果が期待できる。
- ・ 著作者人格権の不行使条項の設定について、業界によっては通常の商慣習になっていることもある。また、不行使条項の設定により、流通性向上などプラスの面が存在する場合や、取引を完結させるためにクリエイター側が当該条項を望む場合もある。協議を行わず一方的に条件を設定する場合など、具体的にどのような場合に問題となるか、注釈を入れて補足するなど、現行の多様な取引慣行や実務への波及効果に対する配慮が必要である。
- ・ 公取委のスタートアップ指針では、共同研究開発における成果物の帰属について、単に費用を負担している事実のみでは成果物の帰属主体となるのが正当化されるものではなく、成果物創出への貢献度が考慮されるべきとの記載がある。この観点を補足してはどうか。また、委託研究であっても、成果物の対価の設定については十分協議が行われるべき。費用を負担してさえいれば知的財産を奪ってよいと誤解されないことが重要。
- ・ 取引上の地位が優越しているとされやすい大企業の中には、「正当な理由」を積み重ねない限り、優越的な地位の濫用規制に違反するリスクを背負うと捉える者もいると思われる。中小企業と取引すること自体にネガティブな受け止めをされる可能性もあるので趣旨を理解してもらうことが重要である。
- ・ 本報告書が示す規範の多くは既存の規範に類似するもの。多くの大企業の法務担当者は冷静に受け止めるのではないかと感じている。優越的な地位の濫用規制への意識が高まり、協議が促進される好循環が生まれることを期待している。
- ・ 過去には取引先から、一方的に値引きを強要されていたが、取適法の施行を見据え、交渉したところ、状況が改善したという事例もある。大企業と中小企業間のヒエラルキーを埋めるためには政府の指針等が必要。中小企業側も行動を起こせば、状況を変えられ

ることを認識し、指針等を活用すべき。

②知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書（素案）について

- ・ 知的財産権等の対価という表現について、各業界のユーザーが正しく認識できるように知的労働に対する対価を示すものである旨、表現を工夫してはどうか。
- ・ 対価の設定方法について、工賃と知的財産の部分の対価に分けることが選択肢の一つとして記載する方針に異論はない。他方で、AI システムの発展に伴い、原価構造が変革することが想定される中、工賃と知的財産部分の対価に分けることにより、アウトプットの価値は同じであるにもかかわらず、工賃部分が低くなり得る。ポジティブな結果に必ずしもならない点に留意すべき。
- ・ 今後策定される指針について、知的財産取引に関する複数の既存の指針等との関係を整理し、知的財産についてのリソースの乏しい中小企業でも「どの場面でのどの指針を見ればよいか」が分かる、活用しやすいものとなるよう要望する。
- ・ 既存のひな形の認知度は十分ではないため、既存資料の引用等によるひな形・チェックリストの周知は、中小企業の円滑な取引や交渉材料として有効であり、また、支援機関の担当者も活用しやすいため、是非検討してほしい。
- ・ セミナー等を通じた普及活動を行っているが、それだけでは十分に周知されておらず、政府がこれまで公表してきた各種ガイドラインの存在や内容を中小企業が知らないケースが多い。普及を続けつつ、政府側も相談窓口の周知を含め、本報告書の内容の普及や支援体制の充実を行うことが重要である。

（文責：知的財産取引適正化ワーキンググループ事務局 速報のため事後修正の可能性あり。）